



すみりんニュース No.75

編集・発行 公益財団法人住吉隣保事業推進協会
編集発行人 理事長 友永 健三

公益財団法人住吉隣保事業推進協会 〒558-0054 大阪市住吉区帝塚山東5-6-15
TEL(06)6674-3732 FAX(06)6674-3700 <http://www.sumiyoshi.or.jp/>

(この号の内容)

- 「部落差別解消推進法」公布・施行4年目にあたって～成果と問題点、今後の課題～
友永健三（公財）住吉隣保事業推進協会理事長……………1-4
- 住吉・住之江同和人権教育推進協議会 共生の学校づくり学習会・第2回役員研修会
「共に学び、共に育ち合うまちづくり～フル・インクルージョンをめざして～」
講師 玉木幸則さん（NHK E テレ『バリバラ』コメンテーター）……4-10
- 住吉隣保事業推進協会のうごき
寄付のお礼とお願い……………11-12
賛助会員を募集しています!……………12
住吉地区新年互例会中止のお知らせ……………12

「部落差別解消推進法」公布・施行4年目にあたって ～成果と問題点、今後の課題～

友永健三（公財）住吉隣保事業推進協会理事長

1.はじめに

部落差別の解消の推進に関する法律（「部落差別解消推進法」）は、2016（平成28）年12月16日に公布・施行されました。今年の12月16日で、4年目を迎えますが、この4年間の成果、問題点を明らかにし、今後の課題を提起します。

2.この4年間の成果

この4年間の主な成果を、以下に列挙します。

（1）国のレベルでの取り組みの成果

①「部落差別解消推進法」が公布・施行されたことが、各省のホームページへ掲載され、関係方面へ通達等が出されました。例えば、法務省、文部科学省、厚生労働省、総務省（一般社団法人電気通信事業者協会等4団体あての依頼文）、

国土交通省（公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会会長等あて）などです。

②「部落差別解消推進法」の第6条（実態調査）を踏まえた実態調査が実施されました。具体的には、①法務省人権擁護機関が把握する差別事例の調査、②地方公共団体（教育委員会含む）が把握する差別事例（過去5年間）の調査、③インターネット上の部落差別の実態調査、④一般国民に対する意識調査＜2019（令和元）年8月から9月、全国1万人を対象＞の4種類の調査です。これらの調査結果は、2020（令和2）年6月、公表されました。

③法務省からインターネット上の部落差別情報等に関する通達が出されました。とくに、法務

省人権擁護局調査救済課長名の「インターネット上の同和地区に関する識別情報の摘示事案の立件及び処理について」＜依命通知・2018（平成30）年12月27日＞では、学術・研究などの正当な目的による場合を除き、特定の地域が同和地区であると指摘する情報を公にすることは、人権擁護上許容し得ないものであり、プロバイダー等へ削除要請をする必要があるとの考え方が示されています。

④このほか、他の差別撤廃に役立つ成果として、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（「アイヌ施策推進法」）が、2019（令和元）年5月24日から施行されています。

（２）自治体レベルでの取り組みの成果

①多くの自治体で、「部落差別解消推進法」が制定されたことの普及・宣伝が行われ、職員研修や住民対象の講演会が実施されました。

②多くの自治体の議会で「部落差別解消推進法」の実施に向けて質疑応答が行われています。

③「部落差別解消推進法」の制定を受けた条例が制定されてきています。

- ・新たな条例の制定：県レベルでは2（奈良県、和歌山県）、市町村レベルでは10（例えば、兵庫県たつの市、和歌山県湯浅町）
- ・条例の改正：県レベルでは1（福岡県）、市町村レベル：54（例えば、新潟県新発田市、奈良県宇陀市、鳥取県米子市、福岡県小郡市）
- ・あらゆる差別撤廃、人権尊重のまちづくり条例の制定：都府県レベル：1（東京都）、市町村レベル：15（東京都国立市、兵庫県尼崎市）
- ・あらゆる差別撤廃、人権尊重のまちづくり条例の改正：府県レベル：1（大阪府）

合計：84

【出典】『解放新聞・中央版』2949号＜2020（令和2）年4月5日＞、解放新聞社が2020（令和2）年3月31日現在把握したもの。

④インターネット上の部落差別情報に対するモニタリング（監視）を実施する自治体等が増加しています。法務省の実態調査結果によれば、133の自治体がモニタリングを実施し、36の自治体の実施予定・検討中と回答しています。

⑤教育・啓発分野での取り組みとして教材開発が行われています。例えば、大分県教育庁人権・同和教育課は、『おおいたの部落問題学習～知的理解の習得と人権感覚の育成をめざす授業づくり』を2019（平成31）年3月に作成、インターネット上に公表しています。

⑥いくつかの自治体で、部落の生活実態調査が実施されています。例えば、鳥取県南部町：生活実態調査＜2011（平成23）年度＞、兵庫県たつの市：旧「同和地区」の生活実態調査・市民と旧「同和地区」住民の意識調査＜2019（令和元）年＞などです。

（３）民間での取り組みの成果

①テレビ番組で部落問題が放映されました。具体的には、NHK総合テレビで、2019（令和元）年9月22日（日）に、＜目撃！にっぽん「私たちのものがたり～いま被差別部落を生きる～」＞が放映されました。

②「部落差別解消推進法」の具体化を求めた中央集会が開催されました。

③「部落差別解消推進法」の普及・宣伝と具体化を求めた出版物が発行されました。例えば、2017（平成29）年5月には、部落解放同盟中央本部編『Q&A 部落差別解消推進法：積極的活用のために』が出されています。

（４）国連レベルでの取り組みの成果

国連の人種差別撤廃委員会からも勧告が出されています。具体的には、日本政府の第10・11回報告を審査した同委員会から2018（平成30）年8月30日、「部落差別解消推進法」

を施行していくために十分な予算を確保することなどが勧告されています。

3、問題点

以上列挙したように、いくつかの成果がありますが、以下のような問題点を挙げるができます。

(1) 「部落差別解消推進法」がまだまだ知られていない

政府が実施した国民の意識調査結果では、「部落差別解消推進法」の認知状況（大阪府を含む近畿ブロック）は下記の通りで、「知らない」と回答した人は、およそ 62%となっています。

「部落差別解消推進法」の認知度(近畿ブロック)(%)

総数	知っている	法律の名前は聞いたことがあるが、内容は知らない	知らない	無回答
952	10.7	26.5	61.9	0.9

(2) 結婚や就職での差別は継続、インターネット上での差別が増加している

政府が実施した調査では、①実社会での差別事件としては、結婚・交際、差別落書きなどの表現行為、特定個人に対する誹謗中傷等が存在していること、②インターネット上の事件が増加傾向にあり、その大半が識別情報の摘示（特定の地域が「同和地区」であることの指摘）であること、③インターネット上の部落差別情報を差別的な意図で閲覧している者が一定数存在すること、④特に、交際・結婚相手についての偏見・差別意識が残っていること、などが明らかになっています。

(3) インターネットを利用した「部落地名総鑑」販売事件が発覚している

2019（平成31）年1月から3月までの間に、佐賀県の高校生が、メルカリ（インターネット上のフリーマーケット）に「部落地名総鑑」

を出品し、販売するという事件が生起しています。

4、今後の課題

上記で紹介したような問題点を踏まえたとき、以下に述べるような今後の課題があります。

(1) 各方面で「部落差別解消推進法」の普及・宣伝を強化すること

まだまだ「部落差別解消推進法」が知られていない現状をみたとき、様々な機会を活用したこの法律の普及・宣伝が求められています。

(2) 的確な相談のための体制の充実をはかること

法律の第4条では、部落差別の被害者に対して「的確な相談体制の充実」が求められていますが、①隣保館における相談体制の充実と質的向上、②インターネット上の部落差別情報のモニタリング（監視）の拡充と削除要請などに取り組むことが必要です。

(3) 教育・啓発を積極的に推進すること

法律第5条では、「教育・啓発の推進」が求められていますが、具体的には、①学校教育、社会教育、市民啓発、企業内や宗教教団内の研修の中に部落問題をしっかりと位置づけ、系統的教育、研修、啓発を行っていくこと、このために、カリキュラム、教材を開発すること、②全ての大学で部落問題の講座を開設し、教員、公務員等をめざす学生には必修化すること、③公務員、各級議員、教員、法曹関係者、マスコミ関係者に対する部落問題の研修を実施すること、などが求められています。

(4) 実態調査を実施し、各方面での取り組みに役立てること

法律第6条では、「実態調査の実施」が求められていますが、具体的には、①政府が実施した実態調査結果の活用、②都府県、市町村レベルでの実態調査の実施、③実態調査結果の分析

を踏まえ、基本方針、基本計画を策定・改正すること、④実態調査結果を踏まえ、都府県、市町村レベルでの条例の制定・改正、「部落差別解消推進法」の充実・改正を検討することが必要です。

（５）人権委員会を設置し、差別禁止法を制定すること

部落差別をはじめとする差別の現状を直視したとき、被害者を救済するための人権委員会を設置し、悪質な差別を禁止するための法律の制定が求められています。

5. おわりに

「部落差別解消推進法」の第2条（基本理念）では、「部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現すること

を旨として、行われなければならない。」と規定されています。

この規定にあるように、部落差別の解消を実現するためには、国民一人ひとりが部落差別の解消推進の必要性を理解し、実践することが求められているのです。

「部落差別解消推進法」とは？

部落差別の解消を推進するために2016（平成28）年12月16日に公布・施行された法律。現在でも部落差別が存在すること、情報化が進む中で部落差別が新たな状況下にあること、部落差別が許されないものであることを明記し、国及び地方公共団体に、①的確な相談体制の充実、②教育・啓発の推進、③実態調査の実施等を求めた恒久的な法律です。

【注】この原稿は、福井県の部落解放・人権政策確立要求たかはま委員会が発行した、2020年度部落解放・人権政策確立要求市民行動たかはま集会（書面開催）ように執筆した原稿を一部変更したものです。（筆者）

住吉・住之江同和人権教育推進協議会 共生の学校づくり学習会・第2回役員研修会

「共に学び、共に育ち合うまちづくり～フル・インクルージョンをめざして～」

講師 玉木幸則さん（NHK Eテレ『バリバラ』コメンテーター）

11月18日（水）、大阪市立住吉小学校講堂にて住吉・住之江同和人権教育推進協議会の「共生の学校づくり学習会・第2回役員研修会」が開催されました。今年度は、『バリバラ』にレギュラー出演されている玉木幸則さんを講師に迎え講演していただきました。その講演の内容を紹介します。

はじめに

最近気の滅入る事件が起こっている中で、何でこういうことになっているだろうと自分なりに考えてみると、どうやって育ってきたか、どんな育ちをしてきて

どんな人と出会ってきたのかということで、変わってくるんとかうかなあということがあって、そういうことを今日は話したいと思います。タイトルにはあえて障害者と入れていなくて、障害のある子もない子も「共に学び、共に育ち合うまちづくり～フル・インクルージョンめざして～」ということでやっていきたいと思います。

自己紹介

大学を卒業して旧知的障害者通所授産施設で1年間勤務した後、西宮に移って自立生活センターメ

インストリーム協会で勤務し、障害があっても地域の中で暮らすためのサービスをつくることや、施設や病院から出てくるための応援をするような仕事をしました。その後、西宮市社会福祉協議会へ行って基幹相談支援センターをつくり(センター長)、相談事業をやってきました。今年の3月に退職しました。

今は国の委員会の委員や職業団体の役員とか権利擁護普及推進及び相談支援アドバイザーの役割をいただいています。パソコンと机があって、いつ行ってもいいのです。行ったらいろんな人から話を聞いています。僕の家族からは「お父ちゃんええな。お金もらってデイサービスに通って」って言われて仕事しています。



あとは、Eテレの『バリバラ』に出演していて、前の番組から数えると、今年で12年目になります。そろそろ新しい方を見つけて新しい風を送り込まないといけないのですが、プロデューサーからは「あと3年はやってもらわなあかんねん」と、もう3回も聞いています。もうちょっと頑張ろうかなと思っています。簡単に言うと今はフリーターです。講演会も久しぶりでありがたいです。もう働きはじめて30年くらいになったので、振り返っていこうという時期です。

『バリバラ』は、はじめは「障害者のための情報バラエティー『バリバラ』」と言っていたのですが、障害のあるなしに関係なくみんながもっている生きづらさや暮らしづらさを考えていこうということで2016年4月からリニューアルして「みんなのためのバリアフリーバラエティー『バリバラ』」となりました。最近では、薬物依存症で逮捕される芸能人の方が以

前より叩かれなくなったのは、『バリバラ』で依存症というのは本人の意思では治らない病気だから治療が必要で、人とつながっていくことが大事だということを伝えさせてもらったからです。ようやく社会の見方が変わりつつある。

外国人技能実習生の労働問題では、会社が酷い働かせ方をしていたので、問題を告発しました。その結果、その会社は外国人技能実習生の受け入れ事業から取り外されました。また、LGBTQや部落差別、ブラック・ライヴズ・マターなども取り上げています。先日は、死生観について取り上げました。台本がないので死生観について本気の話を話したら家族の顔が引きつって、この2〜3日ちょっと扱いがやさしくなった気がします。

このようにバリバラは、障害者の生きづらさや暮らしづらさから入っていくけど、みなさん一人ひとりの生き方とか価値観とかに響くような番組です。「バラエティー」というのは変化があるとか多様性ということです。すなわちいろいろあるということで、いわゆる「ダイバーシティ」と同じような言葉なのです。そういうことも含めて、『バリバラ』というのは多様性のある社会を目指していく運動をやっているのです。

ディレクターやプロデューサーは、「『バリバラ』は運動なのだ」とはっきりと言い切っています。それだから僕も頑張ろうかなと思うのです。

自分史を振り返る

僕は1968年に姫路市で生まれました。生まれてくるのが遅かったので仮死状態だった結果、脳性麻痺となりました。そのおかげで言語障害があったり、手足の不自由や体幹のバランスが悪かったりしました。当時、優生思想がきつかった時代です。だから僕は障害を治すために4歳から施設に単独入園しました。本当ならお父ちゃんやお母ちゃんと仲良く過ごさなければあかん時代から、障害を治すということだけで親と離ればなれで生活を送ることになったのです。この時に感じた「なんで僕だけここにおらなあかんねん。近所の子はお父ちゃんやお母ちゃんと一緒にご飯を食べたり、お風呂入ったりできるのになんで僕だけここにおらなあかんのかなあ」という思いが、実は僕の今の仕事とか活動の原点です。その原

点があるから冒頭に言ったような「フル・インクルージョン」という社会をつかっていきたいということになるわけです。

この写真は生後2週間です。僕のかawaiiさのピークです。施設にいる時で5歳くらい。左の写真は訓練している様子。右はお泊り保育の写真ではなくて、24時間365日同じ世代のあかの他人と一緒に生活している写真です。髪型に特徴があるでしょ。これは昔の管理教育と一緒に、髪型を統一する。なぜかという職員の都合で入浴介助がしやすい、髪を乾かしやすいからです。その理由で男の子は丸刈りにさせられていたという証拠の写真でもあります。

ここを卒園した後、地元の幼稚園に3学期から帰ってきました。姫路は、公立の小学校の横に100%公立の幼稚園があります。そこへ帰ってきたということは、当然何の疑いもなく隣の小学校に入る予定でした。ところが、入学前検診でしっかりつかまって、養護学校へ行くように言われたため、お母ちゃんと一緒に教育センターなどに通って入学することができました。ここで僕が養護学校に行ったら、今の僕はなかったし、ここで講演することもなかったでしょう。それくらい僕にとっては大きなターニングポイントだったのです。

小学校も中学校も問題なく過ごせました。小学6年生の時は、担任の先生が児童会の選挙に出るように勧められて立候補し、児童会長になりました。

毎週の児童朝会では僕が朝礼台に立って司会をし、僕の声を近隣の住民も聞いていました。僕にとっての小学校と中学校は自信につながりました。この写真は僕が小学校に入学した時で、この髪型は、施設に入る前も同じでした。施設に入る時に周りから「わあ、かわいいなあ、星の王子様みたい」と言いながらバリカン入れとったからね。

小学校に入る時、当時は校長先生の権限が強かったので、いくら教育委員会が通常級相当と判定を出しても、校長先生が認めなかったら入れなかったのです。入学時に誓約書を出しました。どういう誓約書かというと、「登下校中は親が面倒見てください」という内容です。今これやったらアウトですよ。当時はこれをしてでも入りたかったからお母ちゃんはサイン

したのですね。でも結果的に学校から帰る時は友だちと帰っていました。

先入観で何かあった時に面倒だから誓約書とこうという考え方になるのですね。これは学校だけでなく、今もあります。

障害福祉分野にいくと、虐待防止法で身体拘束はだめとなっているが、誓約書を取るとオッケーというのがあるのですが、誓約書だけでなく、身体拘束する理由と拘束の開始時刻と解除時刻を記録しなければいけません。ところが現場ではこの記録があまりないこともわかってくる。だからなんでも同意書をとればやってもいいというものではないということです。

小学1年生の歓迎遠足で帰ってきたときに、お母ちゃんが担任の先生に呼び出されました。僕は歩くのが遅いから一番に出ても最後に着くのは当たり前です。そのことで先生がお母ちゃんに「この子の存在を全校に知られたのではないですか」と訳のわからない叱責をされたのです。いや、いるから知ってもらわないとね。そんなこともあって、2年の担任の先生からはすごくいい先生に出会っていました。

今、思えば「合理的配慮」を

経験してきたかも・・・

例えば・・・

小学校2年生時の担任

ぼくのノートを授業中に書いてくれていた

キャンプや修学旅行の時には

ぼくに別学年の先生を同行させてくれていた

夏休みの補習機会の提供

担任の車で送迎してもらった。

合理的配慮という言葉がありますが、2016年に「障害者差別解消法」ができてからの言葉ではなくて、40年前から、いやもっと昔から地域ごとでいろんな工夫をしていた話です。例えば、僕の2年の時の担任の先生は、周りの子どもが板書を写している間に、僕の横に来てノートに写してくれました。先生が書き終わるころにみんなも書き終わるから、また授業が再開する。そういうやり方をしてくれて勉強が楽

しかったです。ところが、どうしても自分でやるのが大事、自分で書くことが大事という話になってしまう。

先日、ある小学校の5年生の授業を見学しました。今の電子教科書は、音読するとマーカーがはいるなどすごいですね。LD（学習障害）の子で字が泳いでいるように見える子どもにとって理解しやすくなるので、そういう子に貸与できるようになっていることを尋ねると、実はあまり知られていないんです。今学校で使われている電子教科書は、授業全体の効率の話と読み書きが苦手な子どもへの対応の話とが混在しているので、情報がきちんと整理されると勉強しやすくなるのではないかと自分の経験からも思います。

小学校時代の話に戻ります。林間学校の時の話で、担任の先生に呼ばれて、「今度林間で、玉木に先生を一人付けるから、誰がいい」と聞かれました。僕は「4年生の時の先生がいい」と言うと、先生は「じゃあ言うとしたらわ」と言いました。当日、その先生が付き添いにやってきました。僕は「ありがとう。でも先生、クラスの子は大丈夫なん」と聞いたら、先生は「そんなことあなたが心配せんでええねん」と言ってくれました。結果的にその先生が林間も修学旅行も付き添ってくれました。これを話すと、今と昔では業務量が違うと言われますが、昔の先生は暇なわけではありません。仕事をやりくりしながら僕に付いてきてくれたのです。担任だけでは、何かあったら対応できないので心配だし、一番心配なのは玉木が心細くなるのではないかということから学校で話し合っ、僕に一人先生をつけてくれたのです。ところが今、聞くところによると、まずはボランティアやヘルパーが付いたり、未だにお母ちゃんが付いてくるようなことがある。医療行為があると修学旅行は遠慮してくださいというところが今もなお残っています。それは特別支援学校の中にもあると聞きます。今は仕事量が増えているかもしれませんが、その分、知恵や情報や仕組みも増えて良くなっているから、それを活かして僕が経験したような形で一緒に勉強することが大事なのではないかと思います。

この写真は中学校の頃の写真です。次の写真は、養護学校の頃の写真です。風景が違うのがわかりますか。障害者というだけで、せっかく中学校までみ

んなとやってこれたのに、高校になって風景が変わる。これってどう思いますか。なんで一緒に勉強でいきないのですか。高校から養護学校に通った理由の一つ目は、義務教育ではないからということです。二つ目は、「君たちは、社会に出て困らないように、ここで勉強したり、訓練したりするんだよ」と言われるからです。そう言われて行った学校は、田舎にありました。社会とは何かと思うのです。

「自立」ということを考えていくと、自立とは「自分のことは、自分ですること」「自分で働いて、稼いで生活すること」「結婚して、子どもを育てること」みたいないろんなことがあります。それは大事なことでありますが、本当の自立とは「自分の暮らしは、自分で決めることから始まって、自分だけでできないことは手伝ってもらえばいいよ」ということなのです。それを「自己決定」「自己選択」「意思決定選択」というのです。そのことで、『バリバラ』では「はじめてのおつかい」という企画を行いましたビデオをご覧ください（ビデオ上映）。

～2014年9月26日（金）放送『子ども×バリバラ “初体験応援企画” Vol.2』より～

番組では、障害のある子どもたち仲良し小学生3人組が初めての買い物体験をする。体験前に保護者達から話を聞くと、保護者は「今まであったことのない人には聞けないのではないか」「時間を読めないのではないか」「すすめられると断れないため、すすめられたまま買ってしまうのではないか」といった不安を持ち、自分達だけで買い物ができるのか心配をする。しかし、子どもたちは、スーパーへ行くと、探している商品を店員に聞きあっさり買い物を済ま

2014年9月26日（金）O.A 再放送 10月1日（水）0:25～（火曜深夜）
子ども×バリバラ
“初体験応援企画” Vol.2
ゲスト：羽野 晶紀



4月に放送した、障害のある子どもたちの“初体験”を応援する企画の第2弾！今回は、仲良し小学生3人組の初めての買い物体験と、高校生3人組のボーリング＆外食体験。果たしてどんなハプニングが？子どもたちの果敢なチャレンジを追う。



「自分のお金で違うところへ行く」（泉りん 小学3年 ダウン症）
...初めてのお買い物を成功させた仲良し小学生トリオ。「また行きたいか？」との質問に、最年長のりんちゃんが返した答えがこちら。自分の好きな場所へ行って、欲しいものを買いたい、と強い思いを素直に表現した名言。

せ、帰り道に出会うピエロのバルーンアートの手伝いには時間を考えて付き合い、着ぐるみのお菓子の販売の誘いには断る。保護者が心配していたこととは反対の結果となった。

これ見てどう思われましたかということです。たぶん、僕らも先生方もそうだと思うのだけでも、大体幼稚園までは買い物をしているお母ちゃんを見ているわけです。いつになったら買い物できるのだろうと待っていたら、小学校に上がった頃から、お遣いを頼まれて失敗しながら買い物を覚えていく。それは電車やバスに乗るのも一緒です。ところが、障害が重ければ重いほどまだ早いと言われるわけです。しかし、社会生活は生まれた瞬間から始まっています。5歳には5歳の社会生活があります。それを障害があるから免除するではなくて、障害があるならちょっと工夫しながらでも年相応の生活経験ができるようにお手伝いをしていくことが大事です。それは学校だけでも家だけでもできない。

今、放課後デイサービスが増えてきていますが、果たしてこういった取り組みがどれだけされているかは考えていく必要があります。「～ができるようになってから次にいきましょう」というのは、いわゆる教育指導計画の括りという個別支援計画で立てる時に書きやすいから書きちゃうのです。でも計算ができない子に計算ができるようになってから買い物へ行きましょうと言ってしまったら、一生行けないです。今は IC カードもあるからそれを使えば買い物もできるわけですからそういった工夫が必要だということです。

「共に育ち 共に学ぶ」を考える

僕が一貫してめざしているのは「フル・インクルージョン」ということです。完全な共に生きていく社会をつくっていくことです。最近「共生社会」という言葉をよく使うでしょ。CMでも使われています。僕はあれに違和感を感じています。外国人の方と話していると、「日本で共生社会とか言うけれど、あんなこと言っているのは日本だけだ」と聞こえてきました。では外国では何というか尋ねてみると、強いて言うなら「協働社会」。協力して働いていく社会です。

私が専門職として
障害当事者として
一貫してめざしているのは・・・？

フル・インクルージョン 完全な ともに生きていく社会を つくっていくこと・・・

22

「共生」というのは生物学的用語で、共生の中には「寄生」も含まれます。必ずしも社会の中では良いことばかりではなくて、折り合いを付けにくい人たちがいるという前提の中で、その人も含めて同じ方向で平和で仲良く暮らせる社会にどうやってできるかを考えることが共に生きる社会なのだと中学校の国語の教科書に一時期載っていました。「共生、共生」と言いますが、共生が対等ではなく、上から目線になっていませんか。とりあえず入れてあげる。自分たちの陣地の中においてと言っているようなイメージです。

協働社会を調べると、協力して働くことそれぞれができること、得意なことをする場合に用いられることが多いです。要は「一人ひとりが得意なことを社会の中でやっていけばいいし、できないことはできる人がやればいいのです」という考え方です。これが本当の協働社会なのかなと、これこそが共に学ぶ共に育ち合う社会につながっていく一歩ではないかということです。だからこれからは、共生社会から協働社会へ成長していくように考え方をずらしていく時なのではないかと思います。

福祉というのは障害者とか高齢者とか子どもとか決まった属性のためだけのものではないです。社会の構成員に等しくもたらされるべき幸せと辞書に書いてあります。みんながどうすれば幸せに感じられるか、価値観のすり合わせと共有していくことが大切だと思います。

今年は新型コロナウイルスが流行したことで、障害がない人もいろんな生きづらさや暮らしづらさを経験している。みんなが前の暮らしに戻るか不安

に思っているわけです。福祉の力はその不安な気持ちに寄り添ってその気持ちを解消していくことだと思うのです。

僕は、今年こそが福祉元年だと言ってもいいのではないかと思います。「障害者差別解消法」の目的を読めばわかるのですが、障害者の差別をなくすことはプロセスであって、目的は共生する社会の実現につながることです。

「ヘイトスピーチ解消法」も「部落差別解消法」もここに繋がると思っています。法律ができて5年が経過するのでそろそろ見直していき、差別をなくすことはどういう社会をつくっていくことなのかを考えていく必要があるのではないかなと。

合理的配慮 (reasonable accommodation)

reasonable

- 1 理にかなっている、道理の通った、筋道がたっている
- 2 道理にはずれない、正当な、公平な、適当な、ほどよい、(値段について) 相応な、法外でない

accommodation

- 1 (...への) 順応、適合 (adaptation) ((to ...))
 - 2 調整 (adjustment); (紛争などの) 和解、調停 (reconciliation)
 - 3 [社会] 応化: 個人・集団間で相互の適合関係を深めていく過程。
 - 4 好都合、便宜 (を図ること); 世話焼き、親切 (obligingness); もてなし とあるが...
- 一定の理にかなった措置・調整を意味すると訳され、
具体的には、一定の理にかなった「便宜」「助け」と解釈すべきであろう。

33

「合理的配慮」と学校でもよく言われていると思いますが、合理的配慮とはその人らしく生きていくための理にかなった工夫の積み重ねです。決してお願いではなく、まっとうな権利主張であって、「配慮」という言葉自体が対等ではない。「配慮」というよりは「調整」ということがピタッとくるはずなんです。だから学校でも問題が出てきたときにはそれをちょっとでも解消していくために、学年の先生や親御さんやクラスの人々と調整をして、今できることはどんなことなのかということを考えていくことが合理的配慮なのです。しかし、この国は国際基準を自分たちの都合のいいように解釈している。

「障害者権利条約」の19条では、「地域社会に完全に包容され」と書いてある。それはどういうことかということ、基本は障害がある人も、ない人も、共に生きていく社会であること。今、国はよく「インクルー

シブ教育」と言っているでしょ。大阪だと昔からインクルーシブやっている。この国は知らないんですね。

1994年にユネスコのサラマンカ宣言で「インクルーシブ志向の普通学校は、差別的態度と闘い、友好的な地域社会をつくり、インクルーシブな社会を築き、万人のための教育を実現する、もっとも効果的な手段である」と25年前から国際社会で言ってきたことです。文科省は25年間放置してきたのです。「障害者権利条約」ができて、「障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する(24条)」とあり、みんな一緒にやるのが原則で、「障害者が障害に基づいて一般的な教育制度から排除されな

ユネスコ サラマンカ宣言①

1994年6月10日 スペイン サラマンカ市にて...

「特別なニーズ教育に関する世界会議」

サラマンカ宣言では、教育は障害児を含む「すべての」子どもたちの基本的権利であると認めている。そして、**教育制度をインクルーシブなものとし、すべての児童の多様性を考慮して策定することを求めている。また根本的な信念として、**以下のように記している。

...このような**インクルーシブ志向の普通学校は、差別的態度と闘い、友好的な地域社会を作り、インクルーシブな社会を築き、万人のための教育を実現する、もっとも効果的な手段である。**さらにこのような学校は、大多数の児童に効果的な教育を提供し、教育制度全体の効率を高め、最終的には費用対効果を改善する。

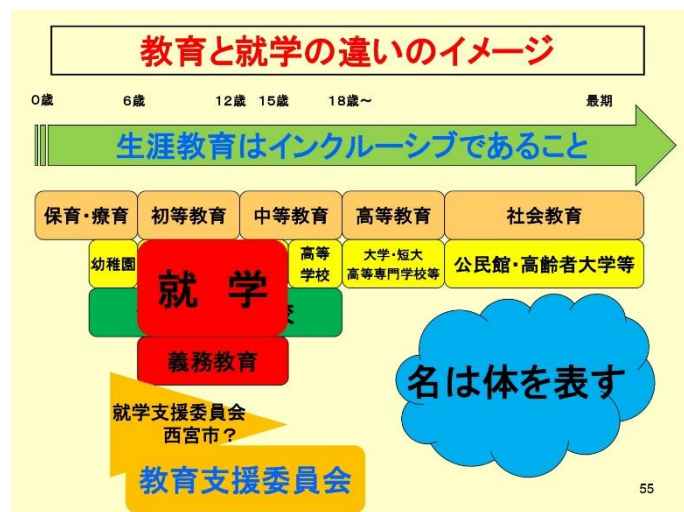
39

いこと、義務的な初等教育からまたは中等教育から排除されないこと(24条)」と書いています。しかし、「障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること(24条)」と書いてあるから、特別支援学校、特別支援教育が必要と言う人が多いのです。障害者を包容するあらゆる段階の教育制度というのはみんな一緒にいるけれども、一緒にいる中で個別に大事にやっていくことです。これは障害がなくても、例えば5年生の勉強がついていけない子がいたとしたら、その子に4年生の勉強をした方がいいのではないか、とうこととかあるでしょ。でも、手帳のあるなしでばっさり切って、手帳がないから5年生の勉強頑張れというのはインクルーシブではないということです。インクルーシブの環境と言いながら未だに

特別支援学校を新設して、兵庫県では10年で10校くらいできた。1校20億円くらいかかるので、10年で200億円かかるので、使い方によっては個別支援教育や合理的配慮に使えたのではないかと思います。インクルーシブ教育の誤解として、「全てが一緒」という声もあるが、それは無理だということは先生方もわかっているわけだから、一緒の学校で一人一人のペースに合わせた勉強をしたらどうかということになるのです。つまり障害のあるなしに関係なく一人一人のペースに応じた個別的教育支援が必要になってきたのではないかと思います。

SDGs(持続可能な開発目標)の中に、2030年までに中等教育まで全部義務化で無償化するように書いている。文科省に聞くと、日本では、中等教育前期つまり中学校までが義務教育でいいと言ってるんですね。しかし、今の高等学校の進学率は98%ですから本来なら中等教育後期(高等学校)までを義務化して無償化しなければならないという話なんですね。大阪では私立も含めて無償化できたと言ってるけど、それに合わせて高等学校が義務化していく。全ての子どもが高校まで行けて、生きていくための勉強もきっちり保障できる社会に2030年にならないといけな。今年、東京都の総合教育会議で同じことを言ってきました。なぜ日本でインクルーシブ教育が進まないのか。それは、今の教員もインクルーシブ教育で育ってこなかったし、専門教育を受けてこなかったからインクルーシブ教育が展開できるかわからないので仕方のないことです。文科省が「今年から教員育成のカリキュラムに特別支援教育に関する講義をつくりました」と国の会議で言いました。

そこで僕は調べました。そしたら「1単位以上」と書いてある。1単位で何ができるんですか。愕然としました。それなのに「子どもの



育ちを考えると特別支援学校がいいですよ」と根拠のないことを言って終わりにしている。もし、特別支援学校で一人一人に合った個別支援教育ができているのであれば、高等部を卒業して「入所支援施設」などに行ってしまうケースが何で出てしまうんですか。これ、だれも説明できないのです。僕は説明できないです。だから、これからは、障害のある人、その家族、教員、教育委員会、福祉、保健、医療などいろいろな関係者とともにどうすれば共に学び、共に育っていくことができるのかを考えていきたい。育から個別支援教育へ考え方をチェンジしていくといいですよという提案なんですね。共に学び、共に育ち合うことがインクルーシブな社会をつくっていくための前提となるということです。

すべての命を絶対に守る

先生方も子どもたちに命の大切さというものをごうやって伝えていけばいいか悩んでらっしゃると思います。僕も悩んでいます。ところが「旧優生保護法」のこととか、僕が生まれた兵庫県では「不幸な子どもの生まれない県民運動」で残念なことをいっぱいやってきたのです。



生まれてきてよかった
てんでバリバラ半生記
(2012年11月1日発行)

著者：玉木幸則
定価：1200円+税
出版社：解放出版社
ページ数：126P



トコトン生きるための
15問
(2020年11月26日発行)

著者：玉木幸則
定価：1,400円+税
出版社：解放出版社
ページ数：141P

兵庫県

「不幸な子どもの生まれない県民運動」について

1966年4月 兵庫県衛生部が中心となって同運動スタート
同年6月「不幸な子どもの生まれない施策を進めるために」(兵庫県 医第556号)策定。以降、各種施策とともに県民大会等を展開。

1970年8月 兵庫県「不幸な子どもの生まれない対策室」設置

1973年 論文「幸福への科学」 不幸な子どもを定義

1974年4月 障害者団体の抗議を受けて、

「不幸な子どもの生まれない対策室」廃止、運動の名称も変更される

67

「母体保護法」になっても実は胎児の命を守ってもらえないのですよ。経済的理由で子どもを産まないことをこの国は認めてしまっているのです。新型出生前診断(妊婦の血液からおなかの赤ちゃんのダウン症などを調べる検査)について厚労省が拡大するために検討を始めた。検査結果が陽性と認められた場合90%以上が中絶をしまっている現状がある。この国は子どもたちの命を守り抜くことができるのだろうか。また、産んでも虐待や放置などある

でしょ。冷たいように聞こえるかもしれないが、親が産んだから親が育てなきゃだめだと思っていないんですよ。やっぱり育て上げる人が育てるべきだと思うのです。それを全て親の責任にしまうのは残念なことです。ただし、生まれるときと死ぬときだけは自己決定や自己選択は働かないのではないかなと思います。これからみんなで生き続けたいということで今日の話を終わります。

人権としてとらえていく

ピープルファースト(People First)

「わたしは、障害者としてではなく、まず、ひとりの人間として見てほしい」

(まず第1に人間として・・・)

(それは、高齢者なども同じことではないか?)

チャイルドファースト(Child First)

「わたしは、障害児としてではなく、まず、ひとりのこどもとして見てほしい」

75

■住吉隣保事業推進協会のうごき

ご寄付のお礼とお願い

以下、2020年7月31日以降にご寄付をいただいた個人・団体です。

大橋奈美、共同建設株式会社、阪木奈穂美

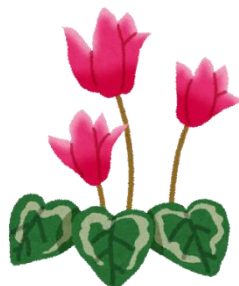
〈順不同・敬称略〉

これ以外にも、4名の個人からご寄付をいただきました。ご本人の意思により、お名前の公表を控させていただきます。

合計金額: 1,071,500円

この紙面にて、厚く御礼を申し上げます。

ありがとうございました。



当法人では、総合生活相談(無料法律相談含む)、自主学習支援事業、就労支援事業、居場所・食育事業、識字・日本語教室支援、公益貸室事業、図書事業、人権教育推進事業などを公益目的事業として実施しています。

具体的には、支援を要する方々の身近な相談場所として、学習支援の場所として、また地域の誰にも開かれた交流の場所・居場所として、人権啓発の研修、講座、人権のまちづくりの拠点としての様々な事業を実施しており、これらは皆様のご寄付によって支えられています(ご寄付は、個人からだけでなく団体からも受け付けております)。いただきましたご寄付は、法人で実施するこれらの公益目的事業の経費、住吉隣保事業推進センターの維持管理に使わせていただきます。私たちの取り組みに、ご理解とご協力をぜひお願いいたします。なお、公益法人に対してご寄付された方は、税制上の優遇措置を受

けられます。寄付額に応じて、個人または法人の所得から一定額が控除されます(詳しくは事務局までご相談ください)。

【ご寄付の方法】

下記、口座にて銀行振込によるご寄付を受け付けています。直接事務局へのご持参いただいても結構です。

<事務局> 住吉隣保事業推進センター
大阪市住吉区帝塚山東 5-6-15
電話 06-6674-3732

*ご寄付の際には、寄付申込書に必要事項をご記入いただきます。

<振込先口座①>

みずほ銀行 住吉支店(店番号:471)
普通口座(口座番号:1606068)
口座名義 公益財団法人住吉隣保事業推進協会
<振込先口座②>

大阪信用金庫 住吉支店(店番号 041)
普通口座(口座番号 0115047)
口座名義 公益財団法人住吉隣保事業推進協会

賛助会員を募集しています！

住吉隣保事業推進協会は、法人の事業活動を後援する賛助会員を募集しています。加入していただければ、当法人の活動をまとめた機関紙『すみりんニュース』をお送りします。また、当法人が主催する指定講座に参加費半額免除でご参加いただけます。

<年会費>

個人:3,000 円
団体:10,000 円

【申し込み方法】

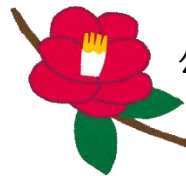
所定の申込用紙に必要事項をご記入の上、年会費と一緒に、当法人にご提出ください。

住吉地区新年互例会中止のお知らせ

昨今の新型コロナウイルス感染が拡大している状況に鑑み 2021 年1月に予定しておりました互例会を中止することといたしました。

本来ならば、直接お目にかかり、当財団の 2021 年のめざす方向をご説明させていただき、皆様方からもご要望をおうかがいする予定でしたが、やむを得ない事情で、中止になりましたこととおわび申し上げます。

来年も本年に変わらない、当財団へのご支援をお願い申し上げます。



公益財団法人住吉隣保事業推進協会
理事長 友永健三

すみよし隣保館 年末年始の開館・休館のお知らせ

ひごろより、当センターへの運営のご協力、ご利用ありがとうございます。

当センターの年末・年始のスケジュールは以下の通りです。よろしく願いいたします。



12月28日(月)	18:00 閉館
12月29日(火)~1月3日(日)	休館
1月4日(月)	9:00 より開館

■公益財団法人 住吉隣保事業推進協会

*「すみりんニュース」は、2カ月に1回、奇数月に発行いたします。

★ホームページアドレス

<http://sumiyoshi.or.jp>

右のQRコードからもアクセスできます。ホームページは、リニューアルし、さらに見やすくなっています。



